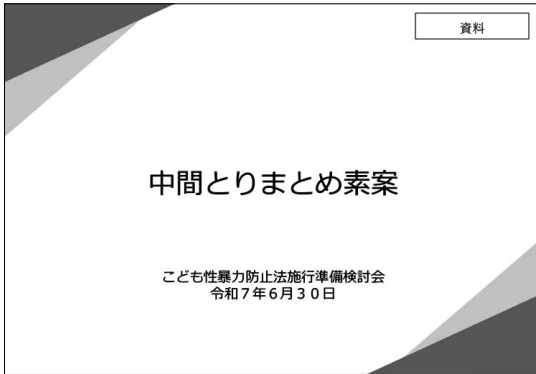


全日中事務局だより

「こども性暴力防止法施行準備検討会」が中間まとめ素案を公表

▼令和七年七月十日、「こども性暴力防止法施行準備検討会」が中間まとめ素案を公表した。（全日中HPにアップ中）



▼これは、昨年六月に成立した「児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」（令和六年法律第六十九号）が、対象となる事業者（学校だけではなく）や従事者が広範囲に及ぶことや、事業者、教育委員会を含む地方公共団体等の事務負担が生じることになるため、施行に向けて様々な施行事項を検討してきた経緯がある。

▼このとりまとめの内容は、大きく六点に及ぶ。

①制度対象（対象事業、対象業務、対象条例）

②認定（基準、手続き、公表等）

③安全確保措置（早期把握、相談調査、保護支援、研修、犯罪事実確認、防止措置）

④情報管理措置

⑤監督等（国及び所轄庁の役割分担、事業者からの定期報告等）

⑥その他（施行期日、関連システムへの登録方法、経過措置等）

▼いわゆる「こども性暴力防止法」において対象事業者が講じなければならない措置には主に次の四項目が示されている。

①未然防止・発生時対応を適切に行うための日頃からの早期把握、相談、研修、発生時の調査、及び児童等の保護・支援。

②教員等が特定性犯罪事実該当者であるか否か書面（「犯罪事実確認書」）による確認

③①の調査や②の確認結果を踏まえた防止のための措置の実施

④「犯罪事実確認書」に記載された情報に係る記録を適正に管理するための措置の実施

▼この法律は、学校設置者はもちろん民間教育保育等事業者も対象となる。さらに、民間教育保育等事業者の範囲として次の六点を規定している。

①専修学校 ②高等課程類似教育事業 ③民間教育事業 ④放課後児童健全育

成事業に類する事業 ⑤認可外保育事業 ⑥障害児に対する指定障害福祉サービスである。つまり、学校以外にも塾はもちろんスポーツクラブ、ダンススクールなど、子供たちに大人が接する機会があると考えられる全ての事業所が対象となっている。

▼各学校においては、管理職を含む教員以外にも学校栄養職員、スクールカウンセラー、部活動指導員、学校司書、

学習指導員、ALT、日本語指導補助者、特別支援教育支援員が対象となる。

▼一方、事務職員、スクールバス運転手、学校医等、学校用務員、副校長・教頭マネジメント支援員、教員業務支援員については、一部対象になり得るとされている。この判断基準や具体例は、今後のガイドラインで示される。

▼いずれにせよ、子供の人権を守る観

点からは総論賛成すべき法律ではあるが、一方、その運用については、学校における働き方改革の推進を止めることがないよう各教育委員会との業務の仕切りにかかわる調整が必須となると思われる。

▼また、教員の人権を守るという観点から情報管理、特に漏えい等の重大事態にどう対応するのか、監督については国及び所轄庁の役割も今後の課題になると思われる。

▼さらに、この法律は教員の犯罪事実確認を推進することだけではなく、子供の安全確保措置の一環として、研修の充実が求められている。学校設置者等がこの研修を教員等に受講させなければならぬこととされている。

▼今後、この法律の施行までに具体的な運用について議論は継続される。

全日中としても、しっかりと見守りたいと考えている。

(事務局長 富士道正尋)

目次	
第1 はじめに	4
第2 制度概要	5
第3 制度対象	6
論点① 対象事業の範囲	7
論点② 対象業務の範囲	20
論点③ 対象事例の範囲	43
第4 認定等	46
論点① 認定等の基準	47
論点② 共同認定	53
論点③ 認定等の手続	59
論点④ 認定等の公表等	71
論点⑤ 認定等の表示	80
第5 安全確保措置①（早期把握、相談、調査、保護・支援、研修）	84
論点① 安全確保措置の内容・方法	85
論点② その他留意すべき点	99
第6 安全確保措置②（犯罪事実確認）	106
論点① 犯罪事実確認の期限等	107
論点② 犯罪事実確認の手続	119
論点③ その他留意すべき点	140
第7 安全確保措置③（防止措置）	148
論点① 防止措置等の内容	149
論点② その他の労働法制等に係る留意点	171

目次	
第8 情報管理措置	184
情報管理措置の全体像等	185
論点① 犯罪事実確認記録等の適正な管理	190
論点② 目的外利用・第三者提供の禁止	200
論点③ 漏えい等の重大事態のことも家庭庁への報告	206
論点④ 犯罪事実確認記録等の廃棄・消去	216
論点⑤ 監督等	220
論点⑥ その他留意すべき点	225
第9 監督等	231
論点① 国及び所轄庁の役割分担	236
論点② 監督等の観点	244
論点③ 事業者からの定期報告事項等	248
論点④ 事業者の帳簿記載事項	255
論点⑤ 犯罪事実確認義務違反時の公表事項	257
第10 その他	259
論点① 事業者間の役割分担	260
論点② 施行期日	268
論点③ 学校設置者等のことも性暴力防止法関連システムへの登録方法	270
論点④ 施行時現職者の確認方法	276
論点⑤ 経過措置	281
論点⑥ ことも家庭庁長官への事務委任事項	283
論点⑦ 業務委託	285